

秋田市告示第80号

景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条第1項の規定に基づき、
景観計画を次のとおり定めたので、同法第9条第6項の規定により告示
および公衆の縦覧に供する。

平成21年3月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚



1 景観計画の名称

秋田市景観計画

2 景観計画区域に定める区域

秋田市全域

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、秋田市の休日を含める
条例（平成元年9月25日条例第32号）に規定する本市の休日を除く。

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

5 景観計画の適用日

この計画は、平成21年4月1日から適用する。ただし、第1編および
第2編に定める事項の適用については、別に告示する。